

## 国の答弁書は不誠実 答弁になっていない！

2月15日、第2回口頭弁論が開かれました。前回に引き続き95名の参加者で傍聴席は満席でした。まず、松本弁護士より国の答弁書に対する反論がなされました。

**国は国の方針を大きく変え  
その自覚がないことに驚く**

国の答弁書に対する反論 松本篤周 弁護士

### 不誠実な国の答弁書

国の答弁書は安保法制法の違憲性について「事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない」、また、平和的生存権、賠償請求についても「原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない」。集団的自衛権についても「原告のいう集団的自衛権の内容が明確でなく、認否の限りでない」と主張している。

集団的自衛権の行使が違法でない理由として、他国防衛のための武力の行使ではなく、飽くまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置にとどまるからとしている。国は自ら国の方針を大きく変えておいて、その自覚さえないことに驚かされる。国がいう違法ではない「集団的自衛権の行使」とは何か。なぜそれが「憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではない」のか。国は政府が長年とってきた憲法解釈を変更した以上、新たな憲法解釈がなぜ合憲であるのか明確にする責任がある。

### 反論しないなら 擬制自白

訴状は事実を述べ、自衛隊の増強や後方支援活動等の違憲性を主張しているが、国は一貫して違憲性の主張を含めて認否をしない。国はこれらの具体的行為が憲法に違反しないと考えるのなら認否反論せねばならない。この裁判の中心的争点である違憲性の認否・反論をしないのは不誠実である。

国が反論しないのであれば、原告の主張が認められたことになる。擬制自白の成立である。

### 憲法破壊の重大性

新安保法制法による憲法破壊の重大性は多くの憲法学者や元裁判官により指摘されている。内閣法制局長官であった大森政輔氏は、その違憲性について、集団的自衛権を行使すれば、「今度は我が国に対して攻撃の矛先を向けてくるのは必定で、集団的自衛権の抑止力以上に、他国間の国際紛争に、我が国が巻き込まれる危険を覚悟しなければならない」と述べている。

行政権と立法権が暴走するとき、司法権とこれに携わる法曹全体の責務はとりわけ重大である。

### アメリカの言いなりであることへの憂い

2015年4月29日、安倍首相はアメリカ上下院合同議会で演説し、安保法制の整備によって「自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟はより一層強固になります」、「戦後初めての大改革をこの夏までに成就させます」などと述べ、国会での審議も何ひとつなされていない段階で、新安保法制法の制定をアメリカに対して公言した。これは、主権者国民の意思を無視し、民主主義の基本原則を蹂躪するものといわざるを得ない。

**安保法制は米国の要求に応えるもの  
日本は要求に反対したことがない**

新ガイドライン及び新安保法制法の基本的な内容は、2012年8月に発表されたいわゆる第3次アミーテージ報告の内容と一致している。同報告は、日本の集団的自衛権の行使の禁止は「同盟にとって障害」と明言し、自衛隊の活動範囲の拡大、PKO活動



における「駆け付け警護任務」の必要性等を強調するものである。

新安保法制は、米国の要求に応えるもので、これまで国外での戦争に直接参加することを断る根拠であった憲法9条を放棄し、日本政府が世界中で、アメリカの要求するまま戦争に参加し加担していく悪夢が現実化しようとしている。

アメリカは第2次世界大戦後も、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争、そしてISIL（イスラム国）に対する戦争と、絶えず戦争を繰り返してきた。そして日本は、これらアメリカの戦争に、一度も反対したことがない。

柳澤協二氏は、2004年から2009年まで、内閣官房副長官補の地位にあり、日本の安全保障・防衛政策のまさに中枢を担った実務の専門家であるが、次のように述べている。「これからは、平和外交努力抜きに『存立危機事態だ』として集団的自衛権を行使でき、自衛隊は他国軍隊並みの交戦規則を持つ。それは専守防衛を止めて普通の軍隊になること」。これにより日本が戦争当事者となり「殺し、殺される」事態が生ずることは、決して絵空事ではない。

### じわっじわっじわつと戦争へ

2018年大晦日の中日新聞社説のタイトルは「じわっじわっじわつ」であった。

### じわつと特定秘密保護法 じわつと行使容認 じわつと共謀罪

【「クリスマスまで1週間」という時期に「新たな防衛力整備の指針」、いわゆる「防衛大綱」が閣議決定された。安倍政権は「専守防衛は逸脱しない。心配ない」と言いつつ、この国をまた少し、じわつと戦争に近づけたのではないか。そして、思い起こせば、第2次安倍政権になってから、この「じわつ」が続いている。きなくさい情報が隠されてしまう面がある特定秘密保護法で、じわつ。過去の政権が「保持しているが行使できない」としてきた

「集団的自衛権」を閣議決定で「行使容認」し、じわつ。同盟国の戦争に加わるようにした安保関連法で、じわつ。反戦運動など市民の自由な行動を縛りかねない「共謀罪」法で、じわつ。そして、空母化や長距離巡航ミサイルで、また。その都度「平和主義は堅持する。心配ない」と政権はいいながら、そ

の実、原則を次々に変質させ、日本はじわじわじわじわと戦争へ近づいている。そんな気がしてならない。】

まさに、いつか来た道であり、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こりうる」可能性を、主権者である市民と司法が、ここで止めなければ取り返しのない結果となることは火を見るよりも明らかである。

続いて元裁判官の柄多貞介弁護士によって、安保法制の成立により原告の平和的生存権及び人格権が侵害され、実際に被害を受けていることが論じられました。

### 原告の被害が「漠然とした不安感」というのは想像力不足である

柄多貞介 弁護士

#### 原告の被害

国は「原告らが人格権の侵害の内容として述べる場所は、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたい危険にさらされるのではないかと漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」などと反論している。犠牲者とならなければ被害者でないというのは、想像力不足というほかない。

太平洋戦争により被害を受けた原告は、心身に刻まれた過去の苦痛に苦しみ、これに伴う心的なトラウマが再燃することになる。

自衛隊基地周辺に暮らす原告は、アメリカとともに他国との間で戦争になった場合、基地がテロ攻撃の対象になることも覚悟しなければならないという恐怖に怯えながらの生活を強いられる。

自衛官である原告は、戦争に動員され生命を失う危険性が増すを感じざるを得ない。

子を持つ親である原告は、子や孫が人を殺し・殺される状況におかれるかもしれないという不安・焦燥・苦悩にさいなまれることになる。



# 平和憲法のもと 人間らしく生きることができた

平和憲法という信念に基づいて生きてきた原告は、自分が正しいと信じてきたことと政府の立場との大きな違いに戸惑う。たとえば教師であれば、自分の良心を封印し、良心に反することを教えなければならない。

安保法制法の成立によって生じた原告らのこうした精神的苦痛は国がいうような「漠然とした不安感」ではない。

## 原告 意見陳述

今回の原告意見陳述では二人の女性が、ご自身の体験と安保法制違憲訴訟の原告となっただきさつを語りました。

**障がい者であっても  
不幸だと思ったことはない**

### 意見陳述 原告 梅尾 朱美



私は 1950 年に生れ、生後 10 か月で失明した全盲の視覚障がい者です。1 度しかない人生を障がい者として過ごさなければならなかったのは、もちろん幸せなことではありません。けれども私は自分がとても不幸だったとも思っていません。なぜ

なら私が生きてきたこの時代、私たちの国は戦争をしない国だったからです。

けれど最近になって集団的自衛権の行使容認の閣議決定に続き、戦争法とも言われる安保法制が成立したことによって、戦争の足音が間近に迫っていることを感じざるを得なくなってしまった今、言いようのない不安と恐怖を感じています。

現に社会保障の象徴とも言える生活保護についても、安保法制が成立した 2015 年には年間 670 億円もの前例を見ないほどの大幅削減がおこなわれました。そして昨年 2018 年にも 160 億円の新たな引き下げが実施されました。生活保護受給者の 26 パーセントが傷病者と障がい者ですので、仲間たちが直面し

ている不安と苦しみは切実です。

戦争は戦争の役に立たない障がい者を差別します。私にそのことを教えてくれた二人の先輩の話しを紹介したいと思います。

**一番悲しいことは  
僕がしかたがないとっていたこと**

T さんは大正 15 年生れて強度弱視の男性でした。戦争中彼は周りの人から「戦争の役に立たない障がい者は非国民だ、せめて防空壕の蓋になれ」と言われたそうです。彼は戦争の話題が出る度に「今あの頃を振り返って僕が一番悲しいと思うのは当時僕自身が自分のことを役立たずと言われてもしかたがないとっていたことなんだよね」と言うのです。彼をそれほど卑屈にさせた戦争が私は怖いのです。

**寝たきりの障がい者を  
徴兵検査に引き出すのが戦争**

S さんは愛知の障がい者運動の草分け的役割りを果たした男性で、重度の肢体障がい者でした。その S さんが 1 編の詩を書き残しています。以下その要約です。

真夏の太陽がざらざらとてりつける日の朝、S さんはお母さんの引くリアカーに乗り、たどり着いたのは近くの小学校です。校庭の片隅で S さんはお母さんが借りてきたむしろの上に寝かされました。どれほど時間が経ったでしょう。大勢いた若者は一人、また一人と去り、やがて校庭には S さんとお母さんだけが取り残されたまま、太陽は西に傾き始めました。たまりかねたお母さんが人を捜しに行き、ようやくやってきた男性は S さんを鋭い目で見下ろすなり「丁種不合格」。その日のその校庭は徴兵検査の場だったのです。

S さんは再びお母さんの引くリアカーに乗って帰路につきました。往路では気遣わしように何度も S さんを振り返っていたお母さんが今度は 1 度も振り返らず、ただ真っ直前を向いてリアカーを引き続け、S さんはそのお母さんの背中を見つめていたそうです。一言でも口にすればもう止まらなくなってしまう、そんな思いがあったと S さんは書き残しています。

たとえ戦争がなくとも、私たち障がい者の生活は決して平穏ではありません。それでも私たちは生きてい

きます。そしてもし私たちにも果せる役割があるのならそれも果そうと思います。ですからどうかこれ以上の苦しみや不自由を私たちに負わせないでください。裁判官におかれましては私と私の仲間たちの人生が平和のなかで全うできるような判決を出していただけますようお願いして私の陳述を終わります。

## 「考え方の違いです」と言って聞かず 数の力で成立した安保関連法案

意見陳述 原告 植村 和子



私は先の大戦が終わった13年後に生まれました。人生の3分の2以上を戦争のない世の中で平和に過ごしてきました。それは戦争を体験した人たちが二度と戦争をしないという姿勢で

社会を作ってきたからだと思っています。

小学校5・6年の夏休み、伯母の家に遊びに行ったとき伯母に「戦争の時なぜみんな反対をしなかった

## 戦争のことを知りたくても 聞くことはできなかった

の？」と聞いたことがあり、伯母は「そんな事は出来なかった」と、つらそうな顔で答えたことがありました。30代のころKさんという私の親ぐらいの世代の人と世間話をしていて、突然Kさんは学童疎開の話をして「つらかった。かわいそうだった。」と苦しそうな表情で言ったことがありました。私は伯母やKさんの話がどういうことなのかもっと詳しく聞きたかったのですが、伯母やKさんのその時の表情を思い、戦争中の出来事だったという事もあり聞くことはできませんでした。

## 旧日本軍「慰安婦」の問題は 過去の話ではない

戦争中のいろんな話はテレビや新聞などで知ることができ、20代前半の頃のことだったと思いますが旧日本軍「慰安婦」問題のことを知り、暴力や性暴力の

凄惨さに体が凍りつく感じがしました。この問題の事はずっと私の頭の中にあっただのですがそのことに対しては何もやらずに自分の事ばかり、俗な楽しいことばかり考えて生きてきました。

このように私は裁判や市民運動に全く関係のない生活をしていました。しかし安保関連法案が国会で審議された2015年夏、その生活は一変しました。2015年の終戦記念日に安倍首相と戦争体験者の会合があり安倍首相が戦争体験者の話を「考え方の違いです」と言って聞かなかったという記事を新聞で読んだ事によりスイッチが入ってしまったという感じです。

2015年9月19日政府は安保法制を不条理な方法で、数の力で成立させてしまいました。安保関連法案が国会で審議されていた頃から怒りと危機感を感じていたので、2015年6月と7月には国会デモに参加したこともありました。2015年当時安保法制違憲訴訟の会というようなものはなく、この気持ちをどうしたら良いのかと置いていたら私の頭の中にはずっと旧日本軍「慰安婦」問題の事があることを思い出しました。それであるきっかけによりこの問題に取り組んでいる会に入会しました。この会に入会して以降いろんな場で戦争の不条理、悲惨さを知りました。また戦争には性暴力がつきものであり、それは戦時では仕方のないことという認識やあまり罪に問われないという事が世の中全体にあることを知り、それはとてもおかしなことだと思いました。

## 戦争とは究極の不条理である

日本では未だに沖縄で軍隊による性暴力や凶悪事件がよく起こります。世界では紛争地域があり、そこでは性暴力が起こります。もし生まれた時代や国や場所が違えば私が性暴力に遭っていたかもしれません。戦争とは究極の不条理であり、戦争によって追い詰められた人間は人間ではなくなるのです。

政府は国会の数の力で安保関連法制を成立させてしまいました。不条理な方法で簡単に日本が戦争に加担する法律を作ってしまう事は、先の大戦によって様々な被害に遭った人達をないがしろにすることだと思います。今まで平和を享受してきた私は次の世代を担う人たちのため、人間が人間であり続けるために原告になりました。裁判官の皆様も平和の時代に平和主義の日本国憲法の下に裁判官をされています。裁判

# 認否を拒否 意見陳述不要とは言語道断

所には違憲立法審査権があります。憲法に違反し、憲法が保障する私たちの平和的生存権を侵害する安保関連法制に対し違憲立法審査権を行使して、どうかこの時代の裁判官として責任を果たしてください。

## 法廷に響く「言語道断」

### 法廷における被告とのやり取り

弁護士による代理人陳述の後、被告はマイクを使わず何か発言しました。傍聴席では何を言っているのかほとんど分かりませんでした。すると松本弁護士の「言語道断」という声が法廷に響きました。

被告の発言はおおよそ次のようなものでした。「訴状は原告の意見にすぎず、したがって認否のかぎりではない」「原告の陳述書は漠然とした不安感にすぎない」「意見陳述は争点と無関係で不要である」松本弁護士の声が鳴り響いたのはこの時でした。その後、金井英人弁護士が意見陳述を続けることを宣言し、裁判官はこれを認めました。

### 報告集会

裁判後弁護士会館において、報告集会が開かれました。報告集会の様子は下記 URL より動画でご覧いただけます。

<https://youtu.be/3n-2F0AqIfg>

自信がないのである  
違憲だと分かっているのであろう

### 松本篤周弁護士

被告が反論しないとはどういうことか。反論できないのである。国会では合憲と言いながら、裁判では合憲ともいわない。国会では数の力で押し切れるが、裁判ではそうはいかない。自信がないのである。さらに言えば違憲であることを分かっているのであろう。反論しないなら法的には自白と同じ、相手の言い分を認めたことになる。

### 柄野貞介弁護士

被害論を語ったが、それよりも原告二人の意見陳述は素晴らしかった。感銘深く裁判官も配慮したのではないだろうか。長い陳述文をすべて頭に入れて何も見ずに陳述をした梅尾さんには驚いた。説得力があり、堂々とした陳述で被告を圧倒していた。

### 梅尾朱美さん

今日は良い機会をいただいた。終わってホッとしている。引用したのはしんどうひろさんの「丁種不合格」という詩である。私の記憶の範囲で紹介させていただいた。障がい者もさまざまな立場の人がいる。多くの障がい者の声を聞いてほしい。



## 植村和子さん

街宣をした経験はあるが、なかなか難しい。理想は沖縄の山城博治さんであるが私には無理。法廷での陳述は初めてである。弁護士さんの助言を得て陳述書を書くことが出来た。陳述を終えて感謝すると同時にホッとしている。

## 松本篤周弁護士

被告の「争点と関係ない」という言葉を聞いた時には頭にきて、「言語道断」と発言した。被害を訴える裁判で被害を訴えるのは当たり前ではないか。

**言いたいことを言わせない  
中間判決は許されない**

山口と広島裁判では裁判官が被告は認否の必要はないと認めたらしい。広島では中間判決を出し、言いたいことを言わせず、裁判を終わらせようとしている。

## 青山邦夫弁護士

中間判決とは争点がいくつある場合、一つの争点だけで判決を出し、それ以外の争点は必要ないとするものである。損害論は必要ないとして、平和的生存権だけで判決を出そうということになる。

## 金井英人弁護士

私も原告として陳述した経験がある。言いたいことを言う貴重な場である。今後も必ず確保してゆく。

## 中谷雄二弁護士

**緊張感の中で裁判は続く  
裁判を充実させることだ**

私は中間判決の経験がある。原告の陳述は争点に関係ないとして、被害を訴える権利がないという理由で、中間判決が出るとすればひどい話だ。今後もいつ裁判が打ち切られるかわからない。そんな緊張感の中で裁

判は続く。そうならない為には毎回の裁判を充実させねばならない。今日は若い被告代理人が熱心に聞いていた。こうした中身のある聞かせる意見陳述を今後も続けていくことが必要である。

## 平松清志弁護士

安法制は理性も知性もない政治の結果である。これを回復する裁判にしたい。今日は法廷の雰囲気を変える聞かせる原告意見陳述であった。

## 小林幹寛弁護士

1月から弁護士登録をした。私は40歳を過ぎて法律の勉強を始めた。法律を学ばば学ぶほど憲法の素晴らしさがわかる。壊憲の危機を感じ弁護団に加わった。

安法制は憲法前文、9条、13条、97条に違反している。

### 日本国憲法 第97条

**この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。**

安倍総理はかつて「今の若者は国のために死ぬ覚悟がない」と語った。日本を取り戻すというが、戦前の日本を取り戻そうとしているとしか思えない。許されないことだ。

## 内河恵一弁護士

原告二人の意見陳述は素晴らしかった。日本の将来が取り返しのつかない方向へ向かっているという自覚が持てるかどうか。その一点にかかっている。それには原告の思いを伝えるしかない。国は抽象的な議論に巻き込もうとしている。具体的な経験を通じて感性に訴えることが大切だ。その点でも今日の意見陳述は良かった。

**戦争に向かっている 戦争が始まれば  
戦いましょうということになる**

現実の日本の将来は戦争に向かっている。それはまさに今の具体的事実だ。法律よりも感性に訴え、そのことを裁判官に共感してもらわねばならない。戦争が



始まれば、戦いましょうということになってしまう。  
その前に止め、引き戻さねばならない。

朝鮮女子勤労挺身隊の裁判の時も国は認否をしな  
かったが、名古屋高裁で青山裁判官が原告の言い分を  
認めてくれた。そのときの素晴らしい判決文が韓国の  
今の勝訴判決につながっている。

10年前イラク訴訟の時も国は認否をしなかったが、  
青山裁判官が素晴らしい判決文を書いた。当時、町村  
官房長官が裁判所はイラクのことを何も知らないと  
批判した。知らないというなら被告は裁判で主張すれ  
ば良いのだ。お互いの主張を闘わず、それが裁判とい  
うものだ。

安保法制をつくり後は知らんというのは卑劣な戦  
術である。裁判という限られた中で闘わねばならない。  
傍聴人の人数が回を重ねるごとに増加することが一  
番の力になる。次回も大勢集まっていたきたい。

## 【学習会 防衛大綱と中期防を読み解く】

日時：4月3日(水)

午後6時30分 から8時30分

講師：飯島滋明 名古屋学院大学教授

場所：イーブルなごや 視聴覚室

名城線 「東別院」下車1番出口から東へ徒歩5分

安倍政権のもと軍事費は増大し続け、昨年12月防  
衛大綱と中期防計画が発表されました。この中で、  
戦闘機の運用可能な「いずも」の空母化、垂直離着  
陸機 F35B の新規導入、長距離巡航ミサイルの導  
入など、これまで政府が言ってきた「専守防衛」の  
範囲を大きく超える軍備を備えようとしています。  
自衛隊の装備面での実質的改憲とも言える防衛大  
綱と中期防について飯島さんのお話を聞きます。  
ふるってご参加ください。 参加費500円

**みなさま ご支援ありがとうございます**  
**19年の会費の入金をお願いします**  
**引き続きご支援ください**

振込先 加入者名：安保訴訟あいち

郵便振替口座：00850-2-217427

振込用紙を同封させていただきました。ご利用  
ください。

原告の募集は終了しましたが、サポーターは継  
続して募集しております。

## 今後の裁判の日程

第3回口頭弁論

4月19日(金) 午前11:00

第4回口頭弁論

6月12日(水) 午前11:00

第5回口頭弁論

9月13日(金) 未定

場所 名古屋地方裁判所

**みなさんの参加が一番の力となります**

## 【陳述書提出のお願い】

「原告陳述書」の下書き原稿を募集しています。  
提出していただいた原稿を弁護士からアドバイス  
を受けながら、陳述書に仕上げます。詳しくは同封  
の「重ねて原告の皆様へのお願い」をご覧ください。

陳述書はなるべくメールでお送りください。

第3次締め切り 4月26日(金)

メールによる送り先：[w.soshou.aichi@gmail.com](mailto:w.soshou.aichi@gmail.com)

郵送の場合：453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6  
側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

注意：昨年11月、手紙により案内させていただ  
いたメールの送り先が間違っておりました。

## 安保法制違憲訴訟の会あいち 会計報告

18年4月~12月

入金部	1,104,337円
原告年会費(184名)	696,784円
サポーター年会費(93名)	261,000円
集会カンパ	146,553円
出金部	686,041円
事務印刷費	58,117円
事業費	38,520円
郵便通信費	89,404円
弁護士経費	500,000円
繰越金	418,296円

発行 安保法制違憲訴訟の会あいち 2019年3月19日

FB: <https://www.facebook.com/anpoiken.aichi/>

HP: <https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

TEL 080-4521-5252

FAX 052-451-7749

# 自衛隊は 個別的自衛権の域を超えた

2019年2月4日、名古屋学院大学教授飯島滋明さんを講師に招き学習会がありました。平日の夕方にもかかわらず、60名以上の参加者がありました。

下澤悦夫原告共同代表の挨拶の後「安保法制下での自衛隊の実態」と題する講演がありました。

## 安倍政権のもと

### 自衛隊はアメリカ軍の一部となりつつある

安保法制により日本が平和主義を捨て、自衛隊がアメリカ軍の一部になりつつある。イギリスのタイムズ紙は「Japanese soldiers get right to fight abroad」（日本の兵士たちは海外で戦う権利を得る）と報じていた。安保法制はまさにアメリカ軍のための法律である。最近の状況より冷戦下でのソ連のほうが軍事的脅威が高かったことを考えれば、「安保法制」制定や「憲法改正」など、安倍自公政権による「戦争できる国づくり」の理由を日本を取り巻く安全保障環境の変化に帰すことは不可能である。

### 自衛隊は旧日本軍と違うと言えるのか

安倍自公政権のもと、自衛隊の訓練内容はより実践的なものとなり、至近距離射撃や市街地戦闘訓練、自衛隊員に遺書を書かせること等が行われている。防衛省は2012年、石垣島奪回に際して多くの自衛官の犠牲を前提とした軍事作戦を想定し、それが2013年の「防衛計画の大綱」に反映された。その作戦では国民保護が度外視されていたが、こうした自衛隊は国民を犠牲にした旧日本軍と違うと言えるのか。さらに安倍自公政権となってから軍事費が跳ね上がり、「31中期防」（2019～23年度の兵器調達計画）では27兆4700億円もの予算が費やされる。

### 安保法制違憲訴訟の意義

安倍自公政権の「戦争できる国づくり」の動きに対して、「安保法制違憲訴訟」に代表される市民の反対運動の影響は大きい。「安保法制違憲訴訟」などの反対の動きのため、安倍自公政権も9条2項削除のような改憲は無理と考え、9条に自衛隊を明記するという、ある意味で中途半端な改憲案を出さざるを得なくなった。デモや集会、学習会を重ねること、市民運動や

NGO活動の意義は大きい。「国連憲章」「世界人権宣言」「核兵器禁止条約」においてもNGOは大きな役割を果たした。2016年12月19日、国連総会では「平和への権利宣言」が採択された。「平和への権利」は法的拘束力のない「宣言」に過ぎないが、今後、「平和への権利宣言」を法的拘束力のある条約にすることが目指される。私たちの活動はその一助となる。安保法制違憲訴訟は世界の平和構築にも貢献する裁判である。

講演の後、参加者による多くの積極的な発言がありました。印象に残ったものを紹介します。

「自衛隊内では訓練だけでなく、隊員の教育も変化してきている。政治的には自民党に投票するように隊員は教育される。」

「守山自衛隊では近頃、死者や負傷者を前提とした訓練が行われている。」

「文民統制という言葉があるが、政治家か軍人かということではなく、私たち国民が自衛隊に対し主導権を握らねばならない。」

「韓国によるレーダー照射が問題となっているが、安倍政権はこの問題を大きくし利用しようとしたのではないか。政治家が国民の敵対感情を煽るのは本末転倒である。」

#### 編集室からひとこと

東日本大震災と福島第一原発事故から8年、9回目の春を迎えました。原子炉建屋が次々と爆発した日、西風が吹いていました。その西風のおかげで放射能の約7割は海に落下したのです。夕方になって、原子炉は爆発していない、核燃料は閉じ込められているという情報を得て、この日本列島に住み続けられると安堵したことを、私は昨日のように思い出します。

原発事故により歴史は大きく変わりました。それまで私たちは歴史を学び、年配者から戦争の話を聞くだけでした。しかし、これからは聞くだけでは不十分です。私たちは歴史を語らねばなりません。

ある一つの価値観を次の世代に語り継ぐことに最も成功したものは何でしょうか。言うまでもなく、それは宗教です。それは宗教が物語を語るからではないでしょうか。

この安保法制違憲訴訟の裁判を通して、原告の皆さんによって語られる言葉の一つ一つが大きな物語となり、後世に語り継がれたならば、必ず良い未来が開けると信じます。